



福岡医発第 0063 号 (地)
平成 28 年 4 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 28 年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて (通知)

平成 28 年度生活保護法による出産扶助につきまして、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱う旨、福岡県福祉労働部長より通知が参りましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

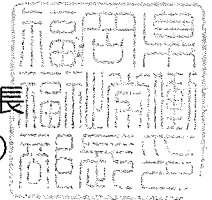
小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会 長 廣瀬真恵

27保援第6216号
平成28年4月4日

福岡県医師会長 殿

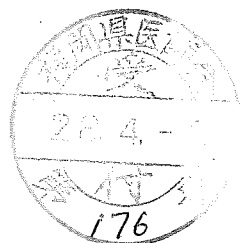
福岡県福祉労働部長
(保護・援護課保護医療係)



平成28年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて（通知）

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。



生活保護法による出産扶助の取り扱い(28. 4. 1)

1 福岡市・春日市・福津市で出産した場合について

NO. 1

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 258,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 居室分べん 249,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,480 円以内 7 日入院の場合 140,560 円以内 8 日入院の場合 160,640 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 68,208 円以内 7 日入院の場合 79,576 円以内 8 日入院の場合 89,944 円以内
(2)衛生材料費	5,700 円以内	5,700 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 384,180 円以内 419,180 円以内 7 日入院 404,260 円以内 439,260 円以内 8 日入院 424,340 円以内 459,340 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 331,908 円以内 366,908 円以内 7 日入院 343,276 円以内 378,276 円以内 8 日入院 353,644 円以内 388,644 円以内
(基準+入院料 +衛生材料費)		
4 居室分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,700 円以内 合 計 254,700 円以内 (特別基準 298,700 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 258,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,700 円以内 合 計 263,700 円以内 (特別基準 298,700 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 258,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,700 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居室分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,332	450	9	25	192	2,008

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15	9	151.8	1,136.8	1,036.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(28. 4. 1)

2 太宰府市・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町で出産した場合について

NO. 2

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 258,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 居室分べん 249,000 円以内 ※左記基準額により難しいときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算		
(1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,240 円以内 7 日入院の場合 140,280 円以内 8 日入院の場合 160,320 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,968 円以内 7 日入院の場合 79,296 円以内 8 日入院の場合 89,624 円以内
(2)衛生材料費	5,700 円以内	5,700 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計		
(基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 383,940 円以内 418,940 円以内 7 日入院 403,980 円以内 438,980 円以内 8 日入院 424,020 円以内 459,020 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 331,668 円以内 366,668 円以内 7 日入院 342,996 円以内 377,996 円以内 8 日入院 353,324 円以内 388,324 円以内
4 居室分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,700 円以内 合 計 254,700 円以内 (特別基準 298,700 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 258,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,700 円以内 合 計 263,700 円以内 (特別基準 298,700 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 258,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,700 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居室分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,332	450	5	25	192	2,004

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	14日以内 861	100	15	5	151.8	7日以内	14日以内
						1,132.8	1,032.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(28. 4. 1)

3 北九州市・筑紫野市・糟屋郡宇美町で出産した場合について

NO. 3

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 258,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 居宅分べん 249,000 円以内 ※左記基準額により難しいときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 120,120 円以内 7 日入院の場合 140,140 円以内 8 日入院の場合 160,160 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,848 円以内 7 日入院の場合 79,156 円以内 8 日入院の場合 89,464 円以内
(2)衛生材料費	5,700 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 383,820 円以内 418,820 円以内 7 日入院 403,840 円以内 438,840 円以内 8 日入院 423,860 円以内 458,860 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 331,548 円以内 366,548 円以内 7 日入院 342,856 円以内 377,856 円以内 8 日入院 353,164 円以内 388,164 円以内
(基準+入院料 +衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,700 円以内 合 計 254,700 円以内 (特別基準 298,700 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 258,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 衛生材料費 5,700 円以内 合 計 263,700 円以内 (特別基準 298,700 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 258,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,700 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,332	450	3	25	192	2,002

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
						7日以内	14日以内
	14日以内 861	100	15	3	151.8	1,130.8	1,030.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(28. 4. 1)

4 福岡市・北九州市・筑紫野市・春日市・太宰府市・福津市・糟屋郡宇美町・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町以外で出産した場合について

NO. 4

(児童福祉法第36条の助産施設は除く)

1 基準額	施設分べん 258,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 居宅分べん 249,000 円以内 ※左記基準額により難いときは、特別基準額内において認定して差し支えないこと。	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 119,940 円以内 7 日入院の場合 139,930 円以内 8 日入院の場合 159,920 円以内 (2)衛生材料費 5,700 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 6 日入院の場合 67,668 円以内 7 日入院の場合 78,946 円以内 8 日入院の場合 89,224 円以内 5,700 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計 (基準+入院料 +衛生材料費)	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 383,640 円以内 418,640 円以内 7 日入院 403,630 円以内 438,630 円以内 8 日入院 423,620 円以内 458,620 円以内	イ 助産師、助産所等施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 331,368 円以内 366,368 円以内 7 日入院 342,646 円以内 377,646 円以内 8 日入院 352,924 円以内 387,924 円以内
4 居宅分べん	基準額 249,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 合 計 254,700 円以内 (特別基準 298,700 円以内)	衛生材料費 5,700 円以内
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 258,000 円以内 (特別基準 293,000 円以内) 合 計 263,700 円以内 (特別基準 298,700 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問7-127参照)	衛生材料費 5,700 円以内
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問7-128参照) 施設分べん基準額 258,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,700 円以内	
7 制度対象分べん	産科医療補償制度の対象分べんである場合 上記 1 基準額(施設分べん、居宅分べん、特別基準)に 30,000円 の範囲内において 特別基準の設定があったものとして認定する。	

〈参 考〉 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料	一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)
	10対1 1,332	450		25	192	1,999

助産師、 助産所等施設	有床診療所入院基本料1	一般病床初期加算 (7日以内)	加算	地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)
	14日以内 861	100	15		151.8	7日以内 1,127.8 14日以内 1,027.8

(注)① 病院・診療所の一般病棟入院基本料は10対1入院基本料を適用。

② 食事療養費は病院、診療所は(Ⅰ)、助産師、助産所等施設は(Ⅱ)を適用、いずれも3食分で算出。